

西東京市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定に基づき、西東京市に市長の附属機関として西東京市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第2条に規定する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき、市長が任命又は委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 西東京市議会の議員 2人
- (2) 学識経験がある者 10人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置く。
- 4 副会長は、委員が互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長がともに事故があるときには、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決権)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。